

労働条件分科会運営規程の改正について

- 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 8 章（災害補償）と労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）はその趣旨・目的が類似しており、制度的にも密接な関係にあって両者を一体として検討することが適切であるが、従前、労基法第 8 章の災害補償に関する事項については、労災保険部会ではなく労働条件分科会の所掌事務となっていた。
- このため、これらをまとめて労災保険部会で議論できるよう、先般の第 200 回労働政策審議会労働条件分科会（令和 7 年 6 月 16 日開催）において、以下のように労働条件分科会の運営規程の改正が行われ、同日から施行された。

労働政策審議会労働条件分科会運営規程（抄） （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第五条 分科会に、<u>労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償及び労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため労災保険部会を、最低賃金に関する専門の事項を審議させるため最低賃金部会を、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会を、企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議させるため組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（以下「部会」と総称する。）をそれぞれ置く。</u></p>	<p>第五条 分科会に、労働者災害補償保険に関する専門の事項を審議させるため労災保険部会を、最低賃金に関する専門の事項を審議させるため最低賃金部会を、電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する専門の事項を審議させるため電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会を、企業組織の再編に伴う労働関係の調整に関する専門の事項を審議させるため組織再編に伴う労働関係の調整に関する部会（以下「部会」と総称する。）をそれぞれ置く。</p>